

日本語教師養成課程における自己教育力の育成についての研究

A Study on the Development of Self-education Skills in the Japanese Language Teacher Training Course

折本 早木子

ORIMOTO Sakiko

要旨：日本の少子高齢化が叫ばれて久しい。今後もその傾向に歯止めがかからなければ、生産労働人口は減少すると考えられ、その結果として日本語を母語としない人たちに労働の一端を担ってもらう必要が生じることが予測される。そうなれば当然の結果として、コミュニケーションのための日本語教育が必須となる。本稿では、日本語を母語としない学習者に、日本語を教える日本語教育の在り方から一歩踏み込んで、日本語を教授する者としての日本語教員の質の担保と自己研鑽の必要性、現状における課題について考察する。日本語教員に必須とされる知識と養成コースのカリキュラムとを比較し、両者の乖離や、実際の授業で必要とされる内容と教師としての自己研鑽についてどのように扱われているかを、今後の課題と共に考察する。

Abstract

In Japan, an aging population with a low birthrate has long been a focus of attention. If this trend does not stop in the future, the number of productive workers will continue to decrease. As a result, it is expected that some labor requirements will need to be filled by non-native Japanese speakers. Naturally, we are bound to give these workers some Japanese education. In this paper, we will explore teaching Japanese to learners for whom Japanese is a second language. As Japanese language teachers, we will take a step further on from the consideration of Japanese language education, and examine the necessity of guaranteeing the quality of Japanese language teachers and self-study based on current issues. We compare the difference between the knowledge necessary for a Japanese teacher, and the Japanese language teaching program curriculum. We will clarify these differences, and consider what is needed in actual classes, and how to deal with self-study as a teacher.

キーワード：日本語教育 日本語教師養成 自己成長 資質・能力 「新しい学び」

序章

「学ぶことをやめたら、教えることをやめなければなりません」

これは元フランス代表サッカー監督ロジェ・ルメールの言葉である。この言葉は筆者の座右の銘であるが、しかし果たして現在の日本語教師養成の講座においてこの言葉を心に刻んで講座を修了できるような講義がなされているのだろうか。

2019年6月28日、通称「日本語教育推進法」が施行された。それに伴い、登録日本語教員という新たな資格の設置についての議論が始まってい

る。また、質の高い日本語教師の育成が急務とされているが、日本語教師の養成に関して言えば、養成の過程から現職の教師の研修に至るまで体系的なコースのデザインを意識した講座は少ないのではないかと感じている。現在、日本語教師を志す人は多いが、420時間の日本語教師養成講座で実施されているカリキュラムを修了さえすればどこでもすぐ日本語を教えられるようになるのかと言えば、それはそうではない。なぜなら日本語教育の現場は一つではないからである。日本語教育の現場はいわゆる留学生を教える告示校と呼ば

れる日本語学校、高等教育機関である大学・大学院や専門学校、そして生活者に対して日本語教育を含めた支援を目的とする地域の交流センター（一般的に日本語教室と呼ばれている場所）、またビジネスパーソンへの日本文化に基づいた商慣習も含めた日本語教育など多岐にわたっている。しかし、現在の日本語教師養成講座では、残念ながら初級や中上級の文型の教え方に特化した授業しかなされていないのではないだろうか。

現在筆者は日本語学校、EPA協定に基づき来日した看護師・介護士候補者への初期日本語教育、また大学での留学生への日本語指導、ビジネスパーソンへのオンライン指導、そして日本語教師を目指す日本人に対する日本語教師養成講座で理論と実技指導をしているが、その中で感じたことは、日本語教師のキャリアパスが明確でなくロールモデルとなる例について触れられることが殆どないこと、そして養成講座で日本語教師の自己成長に関する教育がなされていないのではないかと言う疑問であった。

本論文では、第1章で日本語教育推進法が施行されたことによる影響と今後の日本語教師のあり方について触れた後、日本語教師養成に対する考え方の変遷について概観する。第2章では、実際の日本語教師養成講座における学習内容について検証し、研修修了者へのインタビューから、今後の課題について省察的に分析する。

また日本語教師養成に関して、その望ましいあり方を考える上で、日本語教師のあるべき姿がわからなければそれを論ずることは難しい。第3章では日本語教師の成長を、養成、初任、中堅の3段階に分け、それぞれに対して求められる役割について概観し、各段階において、自ら成長し続ける教師を養成するために必要な日本語教師養成講座のありかたやカリキュラムについて考察する。

終章では、高度な教育能力を持った日本語教育に関わる人材育成のために、必要な養成のカリキュラムや研修が生み出す社会人基礎力についても考え、筆者の今後の研究の方向性について触れたい。本論文が、今後日本語教育に携わる養成・研修の在り方に一石を投じられれば望外の喜びである。

第1章

1-0. はじめに：背景と目的

最近街を歩いていると、老人が多いことに気付く。少子高齢化社会が本格化する中、生産労働人口の減少が懸念されている。そのような状況の中で、日本語を母語としないいわゆる「外国人」を目にすることが増えてきた。日本は移民を認めていないため、国として日本語教育を行ってはいない。

では、日本語を母語としない外国にルーツのある人達への日本語教育はどのようにして行われているのであろうか。また、日本語教育を担う教師の養成はどのような基準で、どこでどのように行われているのであろうか。そして、それは本当に適切なカリキュラムなのであろうか。日本語教育に関する基礎的な知識の習得だけでよいのであろうか。

実際のところ、現在の日本語教育は地域のふれあい教室（日本語教室）など、日本語教員の資格のないボランティアの方々によって担われている部分が多いことは否めない。しかし、海外にルーツを持つ人が、日本語母語話者と同等の条件で仕事をし、生活して行くためにはやはり体系的に日本語を学ぶことが望ましく、そのためには専門的な知識を持った日本語教員による指導が欠かせないのではないかと考えられる。

1-1. 文化庁指針

日本語教員の養成について考える前に、その基盤となる文化庁の掲げる日本語教育の指針について参照したい。2019年（令和元年）6月28日に「日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）」が交付、施行された。詳しくは次ページの表1「日本語教育の推進に関する法律概要」([r1418257_01.pdf \(bunka.go.jp\)](https://www.bunka.go.jp/r1418257_01.pdf))を参照いただきたいが、特に注目すべきはそこに条文として

基本理念（第三条関係）

②日本語教育の水準維持向上

基本的背策（第十二条—二十六条関係）

日本語教育の水準の維持向上等

・日本語教育の従事する者の能力・資質の向

上等

と明記されていることである。

これを受けて、従来の「日本語教師養成コース420時間」は見直しを迫られ、文化庁に届け出、認可を受けた教育機関の修了生のみが、いわゆる「告示校」と呼ばれる法務省告示の日本語教育機関で働くことができることとなった。もちろん、この法律の施行以前から日本語教師として仕事をしてきた場合はその限りではないが、コロナ禍の影響で留学生などの入国ができなかったことによるクラス数の減少もあり、この条文を理由に職を離れざるを得なかった日本語教師が多数存在したことも厳然とした事実である。

文化庁認定の日本語教師養成講座は、法務省の「新基準」とその「解釈指針」（2016年7月

22日公示、2017年8月1日から施行）を元にした、文化庁の「日本語教育機関の法務省告示基準第1条第1項第13号に定める日本語教員の要件について」*にそって、文化庁国語課への届出をし、審査を受けた上で受理（認定）された「日本語教員養成研修実施機関・団体」**が催す講座のことを指し、具体的には以下の画像リンク先のリスト（PDF）にて公開されている。現在、文化庁に届け出をして認可された機関・団体は、[kyoin_kenshu_list.pdf \(bunka.go.jp\)](https://www.kyoin-kenshu.go.jp) に示されるとおりである。

では日本に住んでいる外国人の数は、現在どのくらいなのであろうか。

以下の出入国管理庁の調査によれば、昨年6月現在で300万人弱の外国人が日本に在留していることがわかる。

報道発表資料

令和4年10月14日
出入国在留管理庁

令和4年6月末現在における在留外国人数について

- 令和4年6月末の在留外国人数は、296万1,969人で、前年末に比べ20万1,334人（7.3%）増加

1 在留外国人数 — 第1表、第2表、第3表、第1-1図 —

令和4年6月末現在における中長期在留者数は266万9,267人、特別永住者数は29万2,702人で、これらを合わせた在留外国人数は296万1,969人となり、前年末（276万635人）に比べ、20万1,334人（7.3%）増加しました。

男女別では、男性が146万9,602人（構成比49.6%）、女性が149万2,367人（同50.4%）となり、いずれも増加しました。

2 国籍・地域別 — 第1表、第3表、第1-2図、第3図 —

在留カード及び特別永住者証明書上に表記された国籍・地域の数（無国籍を除く。）でした。

上位10か国・地域ではいずれも前年末に比べ増加しました。

また、タイが台湾に代わって第9位となりました。

(1)	中国	744,551人	(構成比25.1%)	(+3.9%)
(2)	ベトナム	476,346人	(構成比16.1%)	(+10.0%)
(3)	韓国	412,340人	(構成比13.9%)	(+0.6%)
(4)	フィリピン	291,066人	(構成比9.8%)	(+5.2%)
(5)	ブラジル	207,081人	(構成比7.0%)	(+1.1%)
(6)	ネパール	125,798人	(構成比4.2%)	(+29.5%)
(7)	インドネシア	83,169人	(構成比2.8%)	(+39.0%)
(8)	米国	57,299人	(構成比1.9%)	(+5.8%)
(9)	タイ	54,618人	(構成比1.8%)	(+8.5%)
(10)	台湾	54,213人	(構成比1.8%)	(+5.9%)

3 在留資格別 —第2表、第3表、第5表、第2-1図、第2-2図—

在留資格別では、「永住者」が84万5,693人（前年末に比べ1万4,536人（1.7%）増）と最も多く、次いで、「技能実習（1号イ、同口、2号イ、同口、3号イ及び同口の総数）」が32万7,689人（同5万1,566人（18.7%）増）、「技術・人文知識・国際業務」が30万45人（同2万5,305人（9.2%）増）、「特別永住者」の地位をもって在留する者が29万2,702人（同3,714人（1.3%）減）と続いています。

(1) 永住者	845,693人	(構成比 28.6%)	(+ 1.7%)
(2) 技能実習	327,689人	(構成比 11.1%)	(+18.7%)
(3) 技術・人文知識・国際業務	300,045人	(構成比 10.1%)	(+ 9.2%)
(4) 特別永住者	292,702人	(構成比 9.9%)	(- 1.3%)
(5) 留学	260,767人	(構成比 8.8%)	(+25.5%)

(1) https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00028.html

国籍別に見ると、中国が約75万人と最も多く、次いでベトナム、韓国、フィリピンの順になっている。また、この中で必ず日本語の教育を受ける留学ビザで入国している者は26万人、構成比では8.8%である。前年度に比べれば約25%増であるが、これが全体の中で占める割合を考えた時、日本語学校や大学などの教育機関以外に属するグループの人たちへの日本語教育のあり方について考えなければならないことがわかる。しかし、現状では教育機関以外に属する人たちへの日本語教育はボランティアに頼っていることが多く、職業としての日本語教師を考えた時、留学生以外の人たちへの日本語教育現場が働く場として整備されているとは言い難い。

1-3. 望ましい教員養成とは

では、よりよい日本語教師を育成して行く方法としてはどのようなものが望ましいのであろうか。つい最近までは、教師として必要であると考えられる技術を日本語教師養成講座の講師が伝え、それを繰り返し練習することによって、マスターさせ、その積み重ねによって個人の教授能力を伸ばしていこうとする「教師トレーニング」という考え方が主流を占めていた。（岡崎・岡崎1997:8）しかし、このようなトレーニングでは一つ一つの文型の教え方といったいわば職人芸のような部分に注目が集まり、教師としての成長、自己啓発などについて注目されることが少なかったように感じる。実際のところ、前述したようにひと口に日本語教育といっても、その対象者、また求められる教授内容は多岐にわたっており、そ

のため、教師が教室の中で解決しなければならない問題も多岐にわたっている。「教師トレーニング」で教わった、ある一つのやり方を実行するだけでは対応することができない。そこで、最近、「教師トレーニング」に代わって「教師の成長」という考え方が登場してきた。「教師の成長」は教師の育成を図るための方向性であり、この方向性は、日本語教師養成講座の「教師トレーニング」や研修にあたって、トレーニングという考え方から離れ、文法知識や教える技術と言った部分を出発点としながらも、その技術を丸暗記しなごることの熟達を目指すのではなく、そこから自身の授業の裏付けとなる理論を学び、把握し授業をデザインすることができるようになること、そしてその授業実践を自ら内省し、改善し、成長を作り出して行く事を目標としている。このような教師像では、教師は経験を重ねながら、いわば緩やかな螺旋を描きながら教師自身が学習者と共に成長することを目指しているといえよう。つまり、日本語教師養成講座420時間の中で、このような方向性を教授し、教師自身の成長力、自己教育力の必要性に気づかせることが大切ではないだろうか。本稿の冒頭に述べたように、筆者は「学び続けられないものに教える資格はない」と考えている。日本語教師養成講座では、教える技術（スキル）だけではなく、そのような、厳しい自己に対する「目」が必要であるということを伝えなければならないと考えている。

そのように考えるのであれば、日本語教師養成講座420時間を修了したからといって、日本語が教えられるというものではない。むしろやっとスタートラインに立った、と考えるべきではない

表 1

日本語教育の推進に関する法律 概要

目的（第一条関係）

(背景) 日本語教育の推進は、
 ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
 ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

(目的) 多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

国の責務等（第四条―第九条関係）

- | | | |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務 | ・地方公共団体の責務 | ・事業主の責務 |
| ・連携の強化 | ・法制上、財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条―第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- ・外国人留学生等に対する日本語教育
- ・外国人等の被用者等に対する日本語教育
- ・難民に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・海外における外国人等に対する日本語教育
- ・在留邦人の子等に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・政府は、関係行政機関相互の調整を行うため、日本語教育推進会議を設ける。
- ・関係行政機関は、日本語教育推進関係者会議を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、合議制の機関を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

(令和元年6月28日公布・施行)

だろうか。養成講座のキャッチフレーズに「いつも使っている日本語が仕事になる」「日本語教師になって海外で働こう」といったような魅力的な文言が使用されていたかと記憶しているが、「日本語母語話者として日本語が問題なく使える」ということと、「第二言語習得の知見を有した上で、日本語を母語としない人に日本語を教える」ということはまったく異なるものである。確かに「いつも使っている日本語が仕事になる」というのは嘘ではないが、日本語母語話者として迷いなく、かつ問題なく日本語が使えているからと言って、それがすなわち「いつも使っている日本語がそのまま仕事に使える」ということと同義であるとは言えない。日本語に対する自らの理解を再構築して、初めて仕事として日本語を教えることができるのではないかと筆者は考えている。

また、教師と学習者の間には大きなパワーバランスの差がある。そのパワーバランスの差を自覚しつつ、自らが成長することによって初めて、教師は教育の実践者として人を育てることができるのではないだろうか。更にそれに加えて、近年のインターネットやIT機器の発達により、教室活動自体も大きな転換期を迎えており、教師自身が日々成長し続けなければならない必然性は、以前にも増して高まっていると言えるだろう。

教師が成長するということは学習者が変わることであり、学習者が変われば学校が変わる。そして、学校、ひいては地域全体が変わっていくことができる。それ故、日本語教師養成講座420時間において、「どのような教師になるか」、また「教師として今後どのように成長して行くべきか」を考えさせ、そして「日本語教師のキャリアパス」についても、いくつかの道筋を伝えることが必要不可欠なのである。

第2章

2-1. 現在の日本語教員養成

オンラインで、大手日本語教師養成講座のデジタルパンフレットを検索すると、最近の顕著な傾向として、理論科目は「eラーニング」で、実技科目は「オンラインライブ授業」で、つまり対面での授業経験なしにすべてオンラインで受講し修

了することができる」と記載されているものが目立つ。勿論、授業の全てを対面で実施することが必ずしも良いと言うわけではないが、自宅にいながらにして資格が取れるということが、大きなアピールポイントになることについては少なからず疑問を感じている。登録日本語教員が国家資格化されようとしているにもかかわらず、なぜ今、双方向性の担保されないeラーニングを多用するのかについては、日本語教師養成講座を運営する母体が民間企業であるため、経営的側面を無視できない事情があることに一定の理解はできても、看過できない問題をはらんでいると言わざるを得ない。

多くの日本語教師養成講座420時間のカリキュラムでは、日本語教育能力検定試験の内容を意識したであろう一般的な知識の習得や、初級の教科書を使った文型の教え方、教案の作成、実技などが盛り込まれているものが多い。逆に言えば、日本語教師養成講座を修了した後、どのように自己成長して行くかについて受講生自らが学ぶ姿勢について考える時間はない。

しかし、表2を参照いただければわかるように、日本語教師に求められているのは単に日本語についての知識だけではない。日本語の知識さえあれば日本語教師になれるといった誤った考え方が広がることの方に問題があると感じる。実際の日本語教育の現場においては、シラバスが変われば教え方も変わり、また対象者の年齢、性別、目的によっても教え方は変わる。そのように考えたとき、実際に必要となるのは単に文法知識や教え方のスキルだけではなく、むしろ授業をデザインするセンスや、コミュニケーション能力、また自己成長のためのメタ的なストラテジーについての知見であり、それに加えて、職業として自分自身のキャリアパスを考えるための明確な知識なのではないだろうか。

2-2. 日本語教師養成に関わる養成講座講師の育成

2-1では、現在の日本語教師養成講座のカリキュラム的な側面から見た問題点について概観したが、実は問題はそれだけではない。実は、現行

日本語教育人材に求められる資質・能力の整理 (案)

第3回日本語教育小委員会 (平成29年9月25日)
[参考資料3]

<p>日本語教育人材に求められる基本的な資質・能力として、次のような点が重要である。</p> <p>日本語教育人材に求められる基本的な資質・能力として、次のような点が重要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 日本語を正確に理解し、的確に運用できる能力を持っていること。 多様な言語・文化・社会的背景を持つ学習者と接する上で、文化的多様性を尊重する態度を持っていること。 コミュニケーションを通じてコミュニケーションを学ぶという日本語教育の特性を理解していること。 <p>専門人材としての日本語教員に求められる資質・能力として、次のような点が重要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 言語教育者として必要とされる学習者に対する実践的なコミュニケーション能力を有していること。 広く言語や文化に対する深い関心と鋭い感覚を有していること。 国際的な活動を行う教育者として、グローバルな視野を持ち、豊かな教養と人間性を備えていること。 日本語教育に関する専門性とその社会的意義についての自覚と情熱を有し、常に学び続ける態度を有していること。 日本語教育を通じた人間の成長と発達に対する深い理解と関心を有していること。 	<p>知識</p> <p>1. 言語や文化に関する知識</p> <ol style="list-style-type: none"> 外国語や学習者の母語 (第一言語) に関する知識、日本語の構造に関する知識、そして言語使用や言語発達、言語の習得過程等に関する知識を持っている。 個々の学習者の母国経緯や学習過程等を理解する上で、必要となる知識を持っている。 言語・文化の違いや社会における言語の役割を理解し、よりよい教育実践につなげるための知識を持っている。 <p>2. 日本語の教習に関する知識</p> <ol style="list-style-type: none"> コースにおける各科目や授業の位置づけを理解し、様々な環境での学びを組織したコースデザインを行う上で必要となる基礎的な知識を持っている。 日本語教育の目的・目標に沿った授業を計画する上で、必要となる知識を持っている。 学習者の学習過程を理解し、学習者に応じた適切な内容・教材・方法を選択する上で必要となる知識を持っている。 異なる文化背景を持つ学習者同士が協働し、主体的に学び合う態度を醸成するための異文化理解能力やコミュニケーション能力を育てるために必要な知識を持っている。 学習者の日本語能力を測定・評価する上で必要となる知識を持っている。 自らの授業をはじめとする教育活動を客観的に分析し、よりよい教育実践につなげるための知識を持っている。 <p>3. 日本語教育の背景をなす事項に関する知識</p> <ol style="list-style-type: none"> 外国人施策や世界情勢など、外国人や日本語教育を取り巻く社会状況に関する一般的な知識を持っている。 国や地方公共団体の多文化共生及び国際協力、日本語教育施策に関する知識を持っている。 	<p>技能</p> <p>1. 教育実践のための技能</p> <ol style="list-style-type: none"> コースデザイン・カリキュラムデザインを踏まえ、目的・目標に沿った授業を計画することができる。 学習者の日本語能力等に応じた適切な教育内容・教授方法を選択することができる。 学んだ知識を教育現場で実際に活用・具現化できる能力を持っている。 学習者に応じた効果的な教具・教材を活用または作成し、授業実践に生かすことができる。 学習者に対する基礎的なコミュニケーション能力・異文化間コミュニケーション能力を持っている。 授業や教材等を分析する能力があり、自らの授業をはじめとする教育活動を振り返ることができる。 学習者の学びを促進する技能 <ol style="list-style-type: none"> 学習者の日本語学習上の問題を解決するために、適切な評価を行う能力を持っている。 異なる文化背景を持つ学習者が多様なリソースを活用し、教育実践に必要な教育能力を持っている。 学習者の理解に応じて日本語を分かりやすくコントロールする能力を持っている。 <p>3. 社会につながる力を育てる技能</p> <ol style="list-style-type: none"> 日本語を使うことにより、社会が広がることを意識し、それを授業実践に生かすことができる。 	<p>態度</p> <p>1. 言語教育者としての態度</p> <ol style="list-style-type: none"> 日本語ばかりでなく、広く言語や文化に対する深い関心と鋭い感覚を持ち続けることとする。 日本語そのものの知識だけでなく、歴史・文化・社会事象等、言語と切り離せない要素を合わせて理解し、教授活動に活かそうとする。 日本語教育に関する専門性とその社会的意義についての自覚と情熱を有し、自身の実践を客観的に振り返り、常に学び続けることとする。 <p>2. 学習者に対する態度</p> <ol style="list-style-type: none"> 言語・文化の相互尊重を前提とし、学習者の背景や現状を理解しようとする。 指導する立場であることや、多数派であることは、学習者にとって権威性を感ぜさせることを、常に自覚し、自身のものの見方を問い直そうとする。 <p>3. 文化的多様性・社会性に対する態度</p> <ol style="list-style-type: none"> 異なる文化や価値観に対する興味関心と広い受容力・柔軟性を持ち、多様な関係者と連携・協働しようとする。 日本社会・文化の伝統を大切にしつつ、言語・文化の多様性を尊重しようとする。 	<p>日本語教員養成段階</p> <p>1. 言語や文化に関する知識</p> <ol style="list-style-type: none"> 外国語や学習者の母語 (第一言語) に関する知識、日本語の構造に関する知識、そして言語使用や言語発達、言語の習得過程等に関する知識を持っている。 個々の学習者の母国経緯や学習過程等を理解する上で、必要となる知識を持っている。 言語・文化の違いや社会における言語の役割を理解し、よりよい教育実践につなげるための知識を持っている。 <p>2. 日本語の教習に関する知識</p> <ol style="list-style-type: none"> コースにおける各科目や授業の位置づけを理解し、様々な環境での学びを組織したコースデザインを行う上で必要となる基礎的な知識を持っている。 日本語教育の目的・目標に沿った授業を計画する上で、必要となる知識を持っている。 学習者の学習過程を理解し、学習者に応じた適切な内容・教材・方法を選択する上で必要となる知識を持っている。 異なる文化背景を持つ学習者同士が協働し、主体的に学び合う態度を醸成するための異文化理解能力やコミュニケーション能力を育てるために必要な知識を持っている。 学習者の日本語能力を測定・評価する上で必要となる知識を持っている。 自らの授業をはじめとする教育活動を客観的に分析し、よりよい教育実践につなげるための知識を持っている。 <p>3. 日本語教育の背景をなす事項に関する知識</p> <ol style="list-style-type: none"> 外国人施策や世界情勢など、外国人や日本語教育を取り巻く社会状況に関する一般的な知識を持っている。 国や地方公共団体の多文化共生及び国際協力、日本語教育施策に関する知識を持っている。 <p>1. 教育実践のための技能</p> <ol style="list-style-type: none"> コースデザイン・カリキュラムデザインを踏まえ、目的・目標に沿った授業を計画することができる。 学習者の日本語能力等に応じた適切な教育内容・教授方法を選択することができる。 学んだ知識を教育現場で実際に活用・具現化できる能力を持っている。 学習者に応じた効果的な教具・教材を活用または作成し、授業実践に生かすことができる。 学習者に対する基礎的なコミュニケーション能力・異文化間コミュニケーション能力を持っている。 授業や教材等を分析する能力があり、自らの授業をはじめとする教育活動を振り返ることができる。 学習者の学びを促進する技能 <ol style="list-style-type: none"> 学習者の日本語学習上の問題を解決するために、適切な評価を行う能力を持っている。 異なる文化背景を持つ学習者が多様なリソースを活用し、教育実践に必要な教育能力を持っている。 学習者の理解に応じて日本語を分かりやすくコントロールする能力を持っている。 <p>3. 社会につながる力を育てる技能</p> <ol style="list-style-type: none"> 日本語を使うことにより、社会が広がることを意識し、それを授業実践に生かすことができる。 <p>1. 言語教育者としての態度</p> <ol style="list-style-type: none"> 日本語ばかりでなく、広く言語や文化に対する深い関心と鋭い感覚を持ち続けることとする。 日本語そのものの知識だけでなく、歴史・文化・社会事象等、言語と切り離せない要素を合わせて理解し、教授活動に活かそうとする。 日本語教育に関する専門性とその社会的意義についての自覚と情熱を有し、自身の実践を客観的に振り返り、常に学び続けることとする。 <p>2. 学習者に対する態度</p> <ol style="list-style-type: none"> 言語・文化の相互尊重を前提とし、学習者の背景や現状を理解しようとする。 指導する立場であることや、多数派であることは、学習者にとって権威性を感ぜさせることを、常に自覚し、自身のものの見方を問い直そうとする。 <p>3. 文化的多様性・社会性に対する態度</p> <ol style="list-style-type: none"> 異なる文化や価値観に対する興味関心と広い受容力・柔軟性を持ち、多様な関係者と連携・協働しようとする。 日本社会・文化の伝統を大切にしつつ、言語・文化の多様性を尊重しようとする。
--	--	---	---	---

表2

の日本語教師養成講座で講師を務める際、明確な講師の採用基準はないと言っても過言ではない。日本語教師養成講座の講師として採用される際の条件は、日本語教育能力検定に合格していることは無論必須の条件であるが、その他は「大学院の修了が望ましい」「日本語教師としての経験年数と勤務実績を勘案する」といった程度であり、それ以上の明確な基準は設置されていない場合が殆どであると言える。しかし実は、日本語を教えることと、日本語を教える教師・教員を養成することにおいては全く別の知見や経験が必要であり、それゆえ日本語教師養成講座で講義を担当する講師は、日本語教師としての知識や経験に加えて教員養成について深く学び直す必要があるだろう。

もちろん養成講座に通う全ての人が、将来的に職業として日本語教師の道を希望しているわけではない。日本語教師養成講座に通う人の目的は様々である。しかし、そうであっても日本語を母語としない人の第二言語の習得に関わる以上は、有償無償の別とはかかわりのない次元で、教師としての自覚は必要であるであろうし、日本語教師養成講座の講師は、受講生に対して教師としての基本的なありかた、考え方について教授できるだけ学びを重ねていなければならないのではないだろうか。

勿論、現在も日本語教師養成についてのシステムは徐々に整備されつつあるが、前述したように日本語教師養成講座の講師のあり方についての明確な指針の整備はなされていない。そのため、今後はこの部分についての検討を重ねることが必要になっていこう。本章を受けて、次章では、求められる教師像の在り方と、実際の取り組みについて考察する。

2-3. 研修修了者のインタビューから

- ・教科書が変わると、教え方が分からなくなりますが (A さん: 1 年目)
- ・授業準備に時間がかかりすぎて、仕事として考えると効率が良くないことに気付いた (B さん)
- ・どのようにステップアップしてよいか分からない (C さん)

- ・学生と関わることはやりがいがあり楽しいが、自分に進歩が少なく行き詰まっている (D さん)
- ・海外で働きたいが、どうすればいいかわからない (E さん)

修了生のインタビューから見えてくることは、養成講座修了後の「情報収集の難しさ」「キャリアアップの道筋の不明確さ」「情報共有の場の見つけづらさ」などである。しかし、それについて相談しようとしても、自分が修了した養成講座と所属する日本語教育機関で日本語教育に携わる人以外と関わる機会は、自ら探して場に飛び込んで行かない限り皆無に等しいのではないだろうか。言い換えれば、日本語教師養成講座と、日本語教育機関、研修企画者、研究者がそれぞれの立場で日本語教育に関わってはいるが、横断的な視点が欠けているように思えてならない。

第3章

3-1. 求められる今後の教師像

教育実践の現場で日本語教育に携わっている人を成長させていくためには、

- 1 戦略的な思考
- 2 探究的な研究
- 3 変革的な教育

のそれぞれの側面での成長が必要だと考えられる。そのためには「知る」、「分析する」、「認識する」、「為す」、「見る」、と言う五つのモジュールが必要となる。

サンノゼ州立大学言語学・言語発達学科教授の B. クマラヴァディヴェルは、その著書 (2) で

- ・どのように専門的、個人的運営、手続き的な視点で教師が実際に運用できる知識の基盤を構築して行けばいいのか?
- ・どのように学習者のニーズモチベーション、自律性を分析して行けばいいのか?
- ・どのように自分自身のアイデンティティ、信念、価値観を認識して行けばいいのか?
- ・どのように教え、理論化し、そして対話をし行けばいいのか?

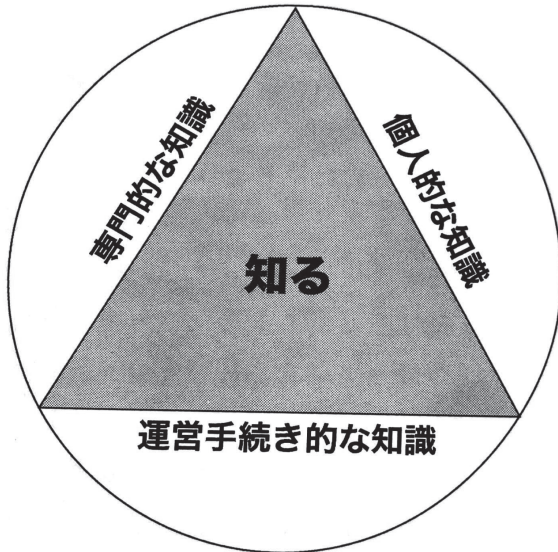


図1 言語教師教育論 (2022 P60)

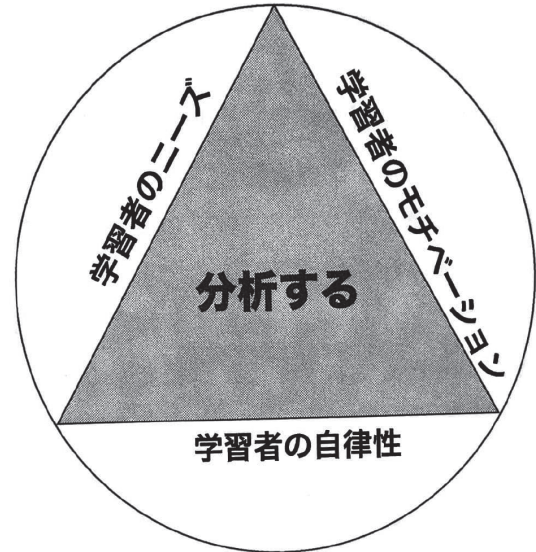


図2 言語教師教育論 (2022 P79)

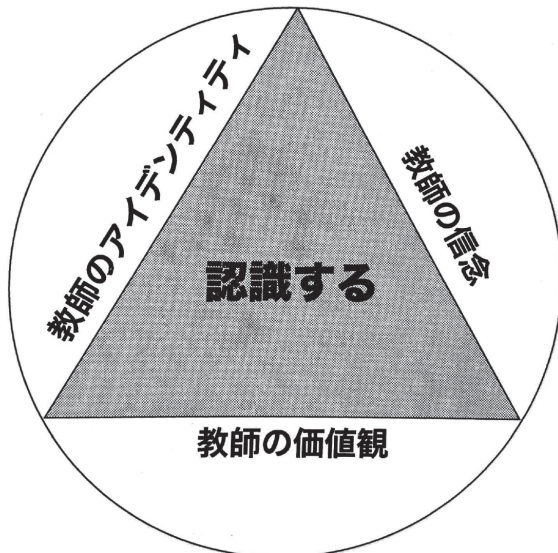


図3 言語教師教育論 (2022 P103)

- ・どのように学習者、教師、観察者の視点から自分自身の教える行為を見つめていけばいいのか？

を教師が理解して行く必要があると述べているが、筆者もそれに賛同するものの一人である。

3-1-1 知る

図1に示されるように知ることに3つの側面があり、それは単に結果としての「知識の蓄積」ではなく「知るための行動」全てを含んでいると言えよう。

3-1-2 分析する

「分析する」では、分析の対象者は「学習者」であり、他者を観察し、推測し、学習者自身が既知のことは勿論のこと、学習者自身でさえ気付いていない「学習者の隠れたニーズ（可能性）」に、教師が気付くことが大切になると考えられる。何故なら、いかに優秀なAIであってもAIには、学習者自身も気づかない隠れた可能性の萌芽を予測し見出し、それを導くことは難しく、それができるのは人としての教師のみだと考えるからである。

3-1-3 認識する

「認識する」という側面では、教師の価値観・信念・アイデンティティという3側面が関係している。この「認識する」は「知る」の比較すると、はるかに個人差が生じる可能性が高く、また、信念が異なる場合のすり合わせが困難であることが予想される。

3-1-4 為す

また「為す」とい部分では、図4からもわかるように「理論化する」「対照する」と言う、どちらかと言えば静的な側面と、「教える」という動的な側面がないまぜになっていることが見て取れる。日々の「教える」動的な側面に労力が必要とされるだけに、静的な側面が忘れられることはな

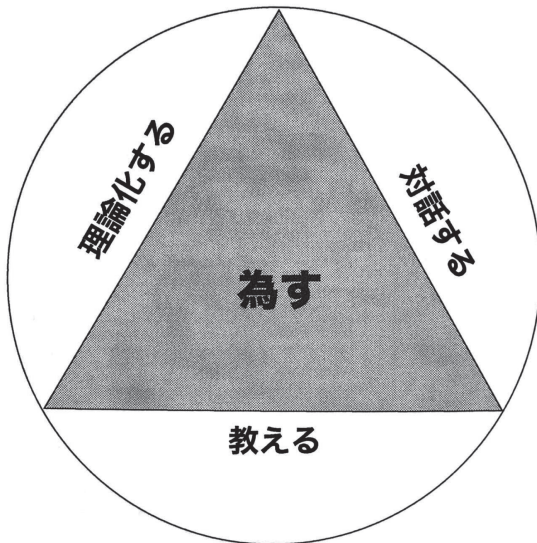


図4 言語教師教育論 (2022 P136)

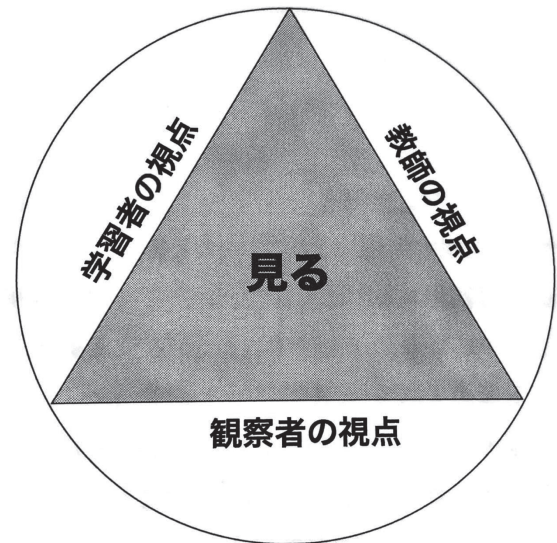


図5 言語教師教育論 (2022 P169)

いまでも、意識されづらいことが予測されるため、両方の側面に関しては特に注意して対応することが必要となるであろう。

3-1-5 見る

図5に記載の通り、「見る」という側面では、当事者である教師という自分の視点だけではなく、もう一方の当事者としての「学習者」と第三者である「観察者」という3方面からの視点が求められる。教師が成長を続けるためには、深い内省と共に他者との動的でダイナミックな関わりが必要であることが示されていると言えよう。

3-2 日本語教育人材の養成・研修のあり方について

平成31年3月4日、文化審議会国語分科会によってまとめられた「日本語教育人材の養成・研修の在り方」について（報告）によると、外国人に対する日本語教育を実施している機関施設などの数は、平成29年11月現在2109となっており、平成26年度より216（9.0%）増加し、大学など機関が516、地方公共団体・教育委員会が415、国際交流協会が431、法務省告示機関任意団体が747となっているという。また、国内の日本語教師数については、平成29年度で39,588人となっている。平成28年度の36,168人より1626人増加している。機関、施設など別の内訳をみると国際交流協会が12,908人（32.6%）と最も多く、以

下、法務省告示日本語教育機関が9739人（24.6%）、大学など機関が4822人（12.2%）地方公共団体が4878人（12.3%）の順となっている。職務別の割合は、ボランティアが57.2%と最も多く、非常勤講師が29.9%、常勤講師が12.9%となっている。（図6、図7参照）

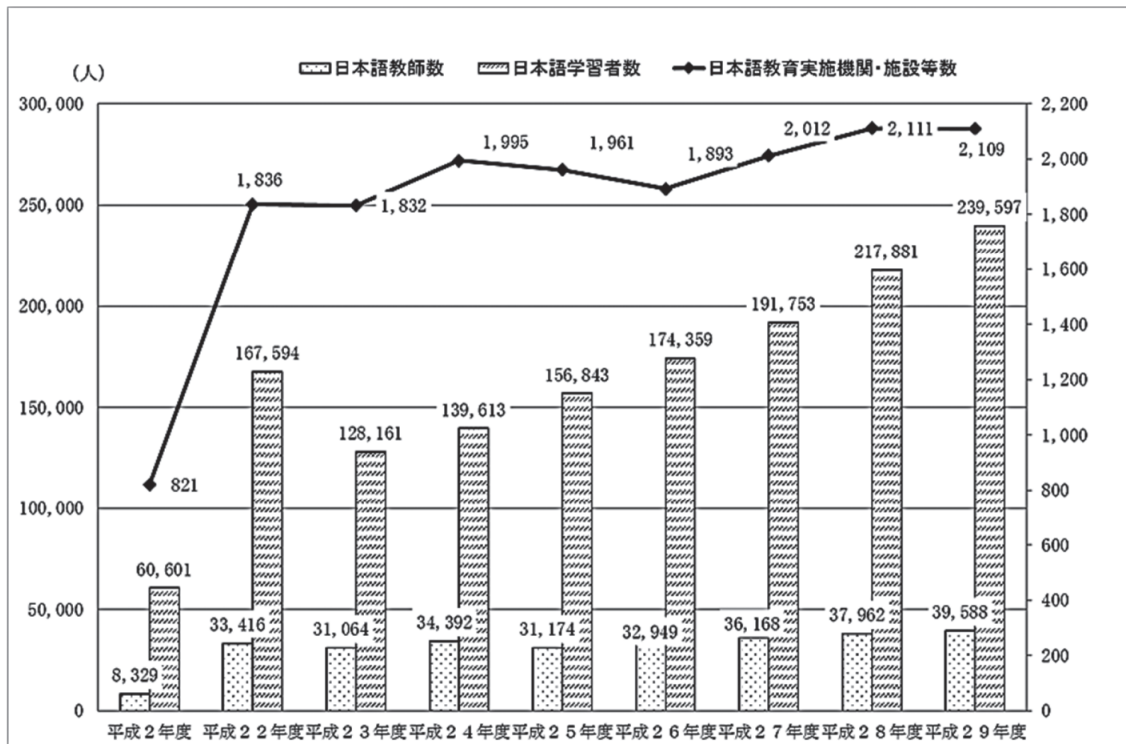
日本語教育人材の専門性については留学生に対する日本語教育を行う法務省告示日本語教育機関における日本語教師の要件として主に次の三点が示されている。

- (1) 大学または大学院において、日本語教育に関する課程を履修して修了した者
- (2) 日本語教育能力検定試験に合格した者
- (3) 学士の学位を有し、かつ日本語教育に関する研修として適当と認められるものを420単位時間以上受講し修了した者

しかし、職務別に見るとボランティアが57.2%と最も多い。日本語教育の質の担保という観点から見た場合、この現状は見過ごすことのできない問題点をはらんでいるといえよう。このような問題点を解決すべく日本語教育人材の役割を次の3点に整理するという案が出された。（表4参照）

また、日本語教師については、表5に示す通り、その段階に応じて養成、初任、中堅の三つに区分

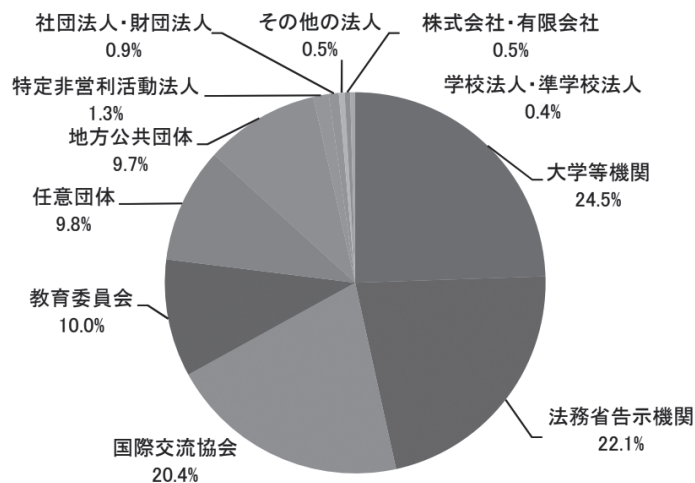
日本語教育実施機関・施設等数, 日本語学習者数, 日本語教師数



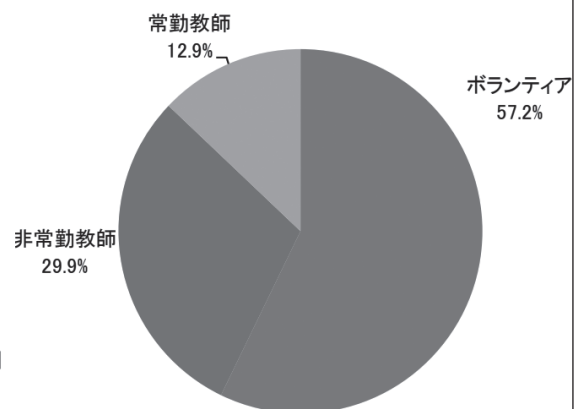
「平成29年度国内の日本語教育の概要」(文化庁)による

図6(*1)

機関・施設等別内訳



職務別割合



「平成29年度国内の日本語教育の概要」(文化庁)による

図7(*2)

表4 (*3)

① 日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者
② 日本語教育コーディネーター	日本語教育の現場で日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善を行ったり、日本語教師や日本語学習支援者に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者
③ 日本語学習支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に学習者の日本語学習を支援し、促進する者

15 地域における市民活動としては「日本語を教える／学ぶ」こと以外にも多様な活動があり、それに関わる人材は広範であり、多様である。

16 活動分野については、本報告では「生活者としての外国人」、留学生、児童生徒等について検討を行うこととし、就労を希望する在留外国人や難民、海外については平成30年度以降に引き続き検討を行う予定である。

表5 (*4)

養成	日本語教師を目指して、日本語教師養成課程等で学ぶ者。
初任	日本語教師養成段階を修了した者で、それぞれの活動分野に新たに携わる者。 ※当該活動分野において0～3年程度の日本語教育歴にある者。
中堅	日本語教師として初級から上級までの技能別指導を含む十分な経験（2,400単位時間以上の指導経験）を有する者。 ※当該活動分野において3～5年程度の日本語教育歴にある者。

し整理されている。

日本語教育コーディネーターについては、国内外の多様な活動分野についてにおいて活動することが考えられるため、生活者としての外国人に対する日本語教育に携わる地域の日本語教育コーディネーターと、法務省告示、日本語教育機関に配置される主任教員の二つが考えられている。

さらに、日本語学習支援者（一般にボランティアと呼ばれている人たち）については、地域の日本語教室などにおいて、日本語教育コーディネーターや日本語教師とともに未成年を含む学習者の日本語の学習の支援を行うものと想定されてい

る。

このような中で、日本語教育人材としての日本語教師に求められる専門性は表6に示されるとおりである。

文化審議会国語分科会の報告の中で注目すべきは、役割・段階・活動分野ごとの日本語教育人材に求められる資質能力についてページが割かれており、表7に示す通り、そこには日本語教師の養成に求められる資質能力についても明確に定められている点である。また、本稿では割愛するが、

表 6 (*5)

養成	<p>○日本語教育に関する専門的な教育を受け、第二言語として日本語を教える体系的な知識・技能を有し、日本語教師としての専門性を持っている。</p> <p>○国内外の日本語教育現場で定められた日本語教育プログラムに基づき、日本語指導を行うことができる。</p>
初任	<p>○日本語教育に関する専門的な教育を受け、第二言語としての日本語を教える体系的な知識・技能を有し、かつ活動分野や学習対象者に応じて求められる日本語教師としての専門性を持っている。</p> <p>○国内外の日本語教育現場で定められた日本語教育プログラムに基づき、体系的・計画的に分野別の日本語指導を行うことができる。</p>
中堅	<p>○日本語教育に関する専門的な教育を受け、第二言語としての日本語を教える体系的な知識・技能及び十分な経験を有し、日本語教師としての高度な専門性を持っている。</p> <p>○国内外の日本語教育現場で学習者に応じた日本語教育プログラムを策定し、体系的・計画的に日本語指導を行うことができる。</p>

初任の段階では、生活者・留学生・児童生徒・就労者・難民など、また海外に赴く日本語教師のそれぞれについて必要とされる資質や能力が明記されていることも特筆すべき点であろう。

3-3 さまざまなキャリアパスの基本となる日本語教育人材の養成の在り方について

3-2 で見てきたように、養成講座を修了して初任の日本語教師として働く場合の働き方にはさまざまな道が用意されている。そのため、養成においては各活動分野で活動するにあたって、日本語教師としての基盤となる資質能力を身につけることが求められる。養成を修了した者は各活動分野において日本語教師となるが、初任であっても既に活動分野別の専門性が求められることから、各活動分野において必要な教育内容に示される研修を受ける必要がある。日本語教育人材の役割段階活動分野に応じた養成研修のイメージは図 8 に示すとおりである。

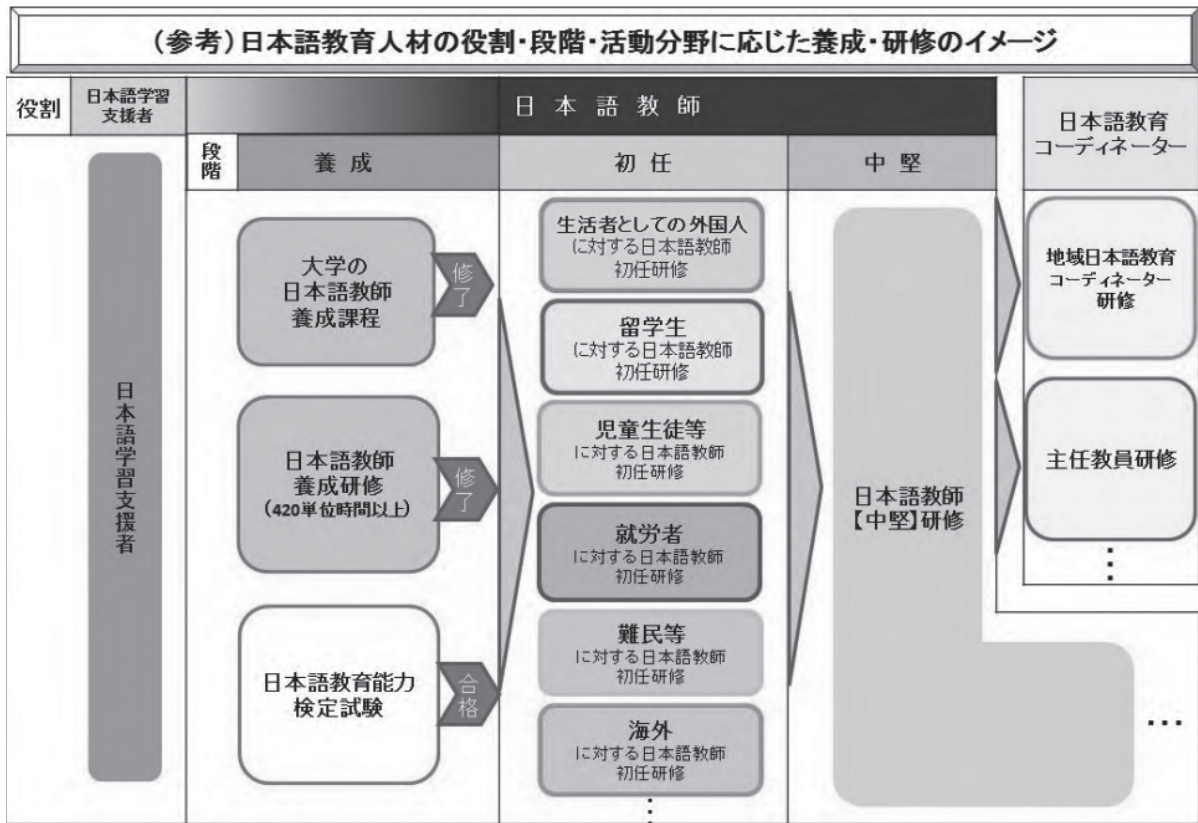
終章 まとめ

第 3 章でも触れたように、日本語教師は教師になってからも成長を続けることが必要である。それを考えた時、日本語教師としての基本的な考え方を学ぶ場としての養成講座で、どのようなカリキュラムを実施すべきであろうか。本稿では時間など種々の制約上、望ましいカリキュラムについてほとんど触れることができなかったが、初任として授業に臨む際には少なくとも ①生活者 ②留学生 ③児童生徒 ④就労者 ⑤難民など ⑦海外に赴く日本語教師 など様々な学習者に接することが予想され、学習者のニーズが異なることは容易に想像できる。現在筆者は、大学など子高等教育機関で留学生に対する日本語教育を担当すると共に、研修生や EPA 介護士候補者、また高度人材としてのビジネスパーソンに対する日本語指導、そして日本語教師養成講座 420 時間と大学の学部生に対する日本語教師養成にも関わっている。一般の日本語教師養成講座 420 時間における望ましいカリキュラムと教師としての自己成長については、実践を重ねながら今一度深く考え、

表7(6)

日本語教師【養成】に求められる資質・能力		
知識	技能	態度
<p>【1 言語や文化に関する知識】</p> <p>(1) 外国語に関する知識、日本語の構造に関する知識、そして言語使用や言語発達、言語の習得過程等に関する知識を持っている。</p> <p>(2) 個々の学習者の来日経緯や学習過程等を理解する上で、必要となる知識を持っている。</p> <p>【2 日本語の教授に関する知識】</p> <p>(3) 日本語教育プログラムやコースにおける各科目や授業の位置付けを理解し、様々な環境での学びを意識したコースデザインを行う上で必要となる基礎的な知識を持っている。</p> <p>(4) 日本語教育の目的・目標に沿った授業を計画する上で、必要となる知識を持っている。</p> <p>(5) 学習者の学習過程を理解し、学習者に応じた内容・教材(ICTを含む)・方法を選択する上で必要となる知識を持っている。</p> <p>(6) 言語・文化の違いや社会における言語の役割を理解し、より良い教育実践につなげるための知識を持っている。</p> <p>(7) 異なる文化背景を持つ学習者同士が協働し、主体的に学び合う態度を養うための異文化理解能力やコミュニケーション能力を育てるために必要な知識を持っている。</p> <p>(8) 学習者の日本語能力を測定・評価する上で必要となる知識を持っている。</p> <p>(9) 自らの授業をはじめとする教育活動を客観的に分析し、より良い教育実践につなげるための知識を持っている。</p> <p>【3 日本語教育の背景をなす事項に関する知識】</p> <p>(10) 外国人施策や世界情勢など、外国人や日本語教育を取り巻く社会状況に関する一般的な知識を持っている。</p> <p>(11) 国や地方公共団体の多文化共生及び国際協力、日本語教育施策に関する知識を持っている。</p>	<p>【1 教育実践のための技能】</p> <p>(1) 日本語教育プログラムのコースデザイン・カリキュラムデザインを踏まえ、目的・目標に沿った授業を計画することができる。</p> <p>(2) 学習者の日本語能力等に応じて教育内容・教授方法を選択することができる。</p> <p>(3) 学んだ知識を教育現場で実際に活用・具現化できる能力を持っている。</p> <p>(4) 学習者に応じた教具・教材を活用または作成し、教育実践に生かすことができる。</p> <p>(5) 学習者に対する実践的なコミュニケーション能力・異文化間コミュニケーション能力を持っている。</p> <p>(6) 授業や教材等を分析する能力があり、自らの授業をはじめとする教育活動を振り返り、改善を図ることができる。</p> <p>【2 学習者の学び力を促進する技能】</p> <p>(7) 学習者の日本語学习上の問題を解決するために学習者の能力を適切に評価し指導する能力を持っている。</p> <p>(8) 学習者が多様なリソースを活用できる教育実践を行う能力を持っている。</p> <p>(9) 学習者の理解に応じて日本語を分かりやすくコントロールする能力を持っている。</p> <p>【3 社会とつながる力を育てる技能】</p> <p>(10) 学習者が日本語を使うことにより社会につながることを意識し、それを教育実践に生かすことができる。</p>	<p>【1 言語教育者としての態度】</p> <p>(1) 日本語だけでなく多様な言語や文化に対して深い関心と鋭い言語感覚を持ち続けようとする。</p> <p>(2) 日本語そのものの知識だけでなく、歴史、文化、社会事象等、言語と切り離せない要素を合わせて理解し、教育実践に活かそうとする。</p> <p>(3) 日本語教育に関する専門性とその社会的意義についての自覚と情熱を有し、自身の実践を客観的に振り返り、常に学び続けようとする。</p> <p>【2 学習者に対する態度】</p> <p>(4) 言語・文化の相互尊重を前提とし、学習者の背景や現状を理解しようとする。</p> <p>(5) 指導する立場であることや、多数派であることは、学習者にとって権威性を感じさせるところを、常に自覚し、自身のものの見方を問い直すようとする。</p> <p>【3 文化多様性・社会性に対する態度】</p> <p>(6) 異なる文化や価値観に対する興味関心と広い受容力・柔軟性を持ち、多様な関係者と連携・協力しようとする。</p> <p>(7) 日本社会・文化の伝統を大切にしつつ、学習者の言語・文化の多様性を尊重しようとする。</p>

図 8 (*7)



18 日本語教師【中堅】研修は、「活動分野を限定せず、分野横断的に必要とされる教育内容を扱う」としている。詳細は、36 ページ参照。

19 日本語教育人材のキャリアパスの例は参考資料に示す。

稿を改め「ポートフォリオ」を用いた手法を取り入れることで得られる自己成長と視点について考えることとしたい。

参考文献

- 池田広子 (2007) 『日本語教師教育の方法 ——生涯発達を支えるデザイン——』 鳳書房
- 奥村好美・西岡加名恵編著 (2020) 『「逆向き設計」実践ガイドブック——『理解をもたらすカリキュラム設計』を読む・活かす・共有する——』 日本標準
- 川口義一・横溝紳一郎 (2005a) 『成長する教師のための日本語教育ガイドブック 上』 ひつじ書房
- 川口義一・横溝紳一郎 (2005b) 『成長する教師のための日本語教育ガイドブック 下』 ひつじ書房
- 木原俊行 (2004) 『授業研究と教師の成長』 日本文教出版
- 當作靖彦・横溝紳一郎 (2005a) 『日本語教師の自己成長プログラム』 凡人社
- 横溝紳一郎 (2021) 『日本語教師教育学』 くろしお出版
- B. クマラヴァディヴェル (2022) 『言語教師教育論』 春風社
- 文化庁 WEB サイト文化庁(bunka.go.jp) (2023.3.6 1:02 閲覧) (*1-7)